

感染症対策指針

制定 令和5年12月1日

(感染症対策に関する基本方針)

第1条 当組合では、食中毒や感染症が発生又はまん延しないよう感染症対策指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者及び職員の安全を確保するための対策を実施する。

(感染症対策委員会の基本方針)

第2条 施設内の感染症(食中毒を含む)の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染症対策委員会を設置する。

(1) 感染症対策委員会メンバーは次のとおりとする。

役割	担当者
統括責任者	経済部長
統括	ふれあい福祉課長
運営実務	ふれあい福祉課職員
運営事務	ふれあい福祉課職員
委員	介護支援専門員
委員	生活相談員
委員	サービス提供責任者
委員	福祉用具専門相談員
委員	看護職員
委員	介護職員

(2) 感染症対策委員会は6ヵ月毎に定期的を開催する。また、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。委員会の活動内容は次のとおりとする。

- ① 具体的な感染対策を策定する。
- ② 感染対策指針・マニュアル等を作成する。
- ③ 職員への研修等を企画・立案する。(委員会では年間スケジュールを立てる)
- ④ 利用者の感染症既往歴等の状態を把握する。
- ⑤ 利用者・職員の健康管理の把握に努める。
- ⑥ 感染症の発生時に適切な対応をするとともに、各部署の職員に指示する。
- ⑦ その他必要な事項

(3) 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。

(4) 感染症対策委員会は必要な都度、統括責任者が招集する。

(職員研修に関する基本方針)

第3条 感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。

研修の内容は、感染症対策の基礎的内容等の確認・啓発や、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を行うものとする。

研修の種類と内容は次の通りとする。

- ① 定期的な研修(年1回以上)及び新規採用時の感染対策の基礎知識研修。
- ② 必要に応じて随時開催する研修や対応の周知及び外部研修会等への参加(研修会の実施内容は電磁的記録等に保存する。時間・参加者・内容等。)

(感染対策マニュアル及び予防マニュアル(平常時)に関する基本方針)

第4条 感染症対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に努める。各マニュアルは各部署共通のものとして整備し、職員に周知徹底し必要に応じて見直すものとする。

(感染症発生時の対応に関する基本方針)

第5条 施設内で感染症が発生した時は、委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、対策を実施する。その内容及び対策について、感染委員会及び全職員に周知する。

感染症発生の原因究明のため、周辺地域の感染情報を収集・把握し、迅速な対応がとれるよう感染症に関わる情報管理を行う。

報告が義務付けられているものについては、速やかに行政庁及び保健所に報告する。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第6条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、ホームページに公表し、閲覧が可能な状態とする。

(その他感染症対策推進のために必要な事項)

第7条 感染対策マニュアルは、最新の知見に対するよう定期的な見直し、改定を行う。(マニュアルは実際使えるようなもの)

第8条 この指針の改廃は、代表理事組合長の決定による。

(附則)

本指針は、令和5年12月1日より施行する。